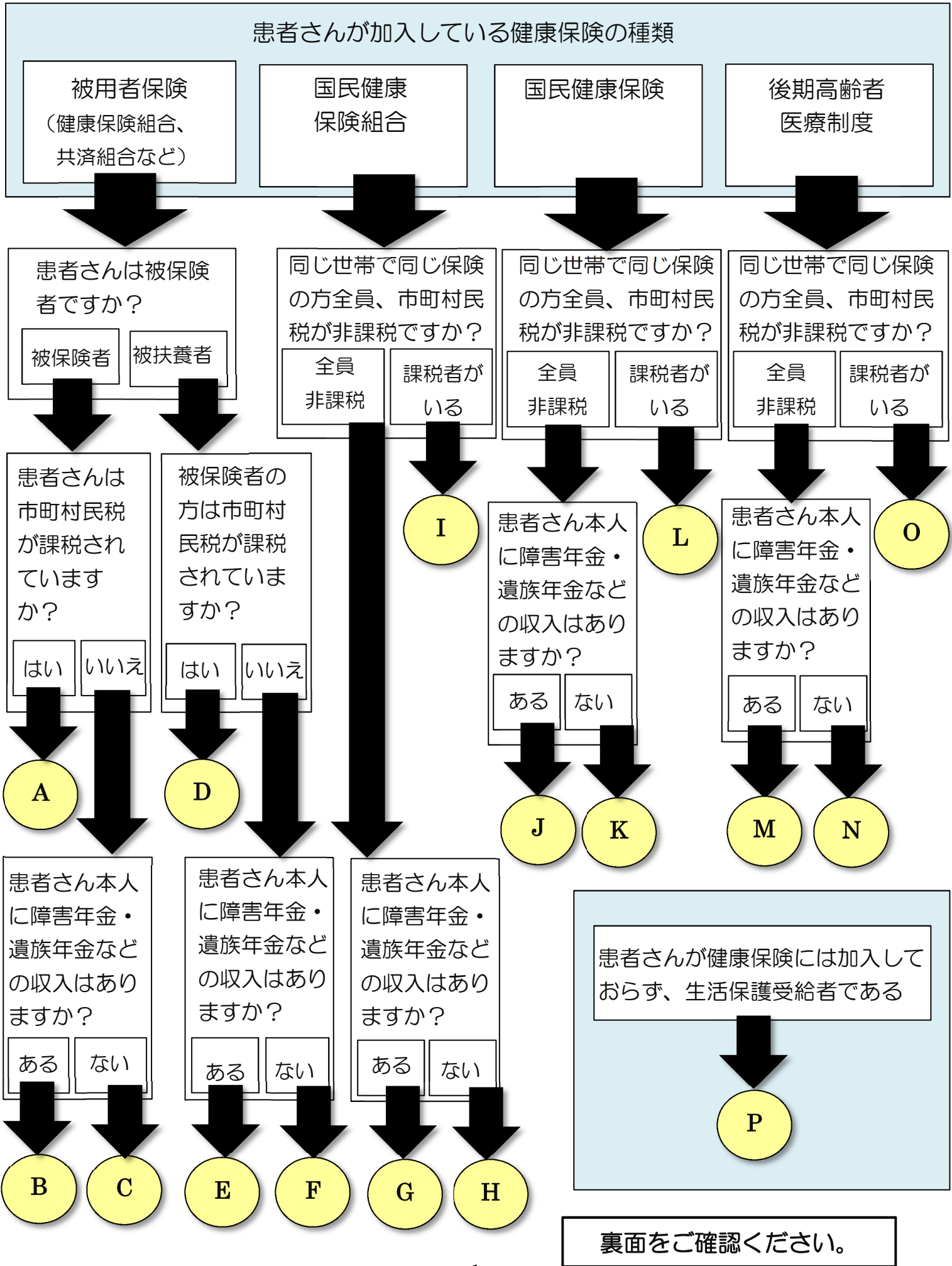


必要書類確認フロー



必須書類の(1)～(12)は「更新手続きのご案内」をご確認ください。

必須書類		(3)健康保険証 (コピー)の対象者	(5)市町村民税課税証明書 ／非課税証明書の対象者
A	(1)(2)(3)(4)		—
B	(1)(2)(3)(4)(5)(6)	患者さん本人分	患者さん本人の分
C	(1)(2)(3)(4)(5)		
D	(1)(2)(3)(4)	患者さん及び被 保険者の方	—
E	(1)(2)(3)(4)(5)(6)	※ 患者さんの保険証に 被保険者の氏名の記載 がある場合は、被保険 者分を省略できます。	被保険者の方の分
F	(1)(2)(3)(4)(5)		
G	(1)(2)(3)(4)(5)(6)	患者さんを含む、 同じ保険に加入 している方全員 分 (保険証の記号・番 号が同じ方全員分)	患者さんを含む、同じ保険に加入し ている方全員分 (保険証の記号・番号が同じ方全員分)
H	(1)(2)(3)(4)(5)		※ 義務教育を修了していない方(中学生以下 の方)のうち、 所得のない方 の分の提出も 必要 です。
I	(1)(2)(3)(4)(5)		※ 次の4つの保険の場合で、 ・神奈川県歯科医師・神奈川県食品衛生 ・神奈川県薬剤師・神奈川県建設連合 支給認定世帯が 課税 の場合は、次のアまたはイ の書類を市町村民税課税証明書に代えることが できます。 ア 市町村民税の税額決定・納税通知書の コピー(全てのページ) イ 市町村民税・県民税 特別徴収税額決定 通知書のコピー(全てのページ) また、義務教育を修了していない方(中学生以下 の方)のうち、 所得のない方 の分の提出は 不要 です。
J	(1)(2)(3)(4)(6)	患者さんを含む、 同じ保険に加入 している方全員 分	—
K	(1)(2)(3)(4)	(保険証の記号・番 号が同じ方全員分)	—
L	(1)(2)(3)(4)		
M	(1)(2)(3)(4)(6)	患者さんを含む、 同じ住民票上で 後期高齢者医療 制度に加入して いる方全員分	—
N	(1)(2)(3)(4)		—
O	(1)(2)(3)(4)		—
P	(1)(2)(4)(12) ※ (12)の生活保護受給者であることを証明す る書類については、日本国籍の方で、かつ、川崎 市で受給している方は、証明書を省略できます。	—	—

(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(13)
についても該当する場合は、書類の提出をお願いします。